保 護 者 様

三原市教育委員会教育長 (学校給食課) (学校教育課)

## アレルギー疾患対応に係る書類提出について (お願い)

三原市では、アレルギー疾患のある児童の学校生活をより安心で安全なものとするために、学校生活において配慮や管理を必要とする場合は、児童のアレルギー疾患について詳しい情報を把握して対応することとしています。

ついては、下記のとおり書類を提出してください。

アレルギー疾患があっても、学校で特別な配慮を必要としない場合は、以下の書類提出は不要です。就学時健診案内時同封の水色の様式1-1「アレルギー疾患の実態調査について(お願い)」を、入学説明会に就学予定学校へ提出してください。

## 1 提出書類

- (1) 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)
- (2) 特定食物アレルギー対応除去食 指示書 (指示書は、食物アレルギーがある場合のみ)

様式 15-1 主治医様宛のお願い文と「学校生活管理指導表活用のしおり」と合わせて主治医に提示し、記載してもらってください。

- (3) アレルギー疾患事前調査票 裏面の緊急時の連絡先まで記入してください。 ※なお、医療機関が記載する「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」及び「特定食物アレルギー対応除去食 指示書」の作成にかかる費用については、保護者負担となりますのでご了承ください。
- 2 提出期限

令和6年1月末(土・日・祝日を除く、8:15~16:30)

3 提出先

就学予定学校(三原市立小学校)

4 学校におけるアレルギー疾患対応の流れ (裏面参照) 学校によって、具体的なスケジュールが異なります。 詳しくは、学校から連絡があります。

問い合わせ先

食物アレルギーでの給食の対応について 学校給食課 0848-68-0149 食物アレルギー以外での対応について 学校教育課 0848-67-6154

# 学校におけるアレルギー疾患対応の流れ

三原市では、アレルギー疾患があるお子さんの学校生活を、より安心で安全なものとするため、「学校におけるアレルギー疾患対応指針」に基づき、アレルギー疾患について、詳しい情報を把握したうえで、共同調理場や消防署など各関係機関とも連携して、組織的かつ統一的な取り組みを進めていきます。

10月 教育委員会から、就学時健康診断の案内文とあわせて、「アレルギー疾患実態調査」の用紙が送付される。



### 1月~2月

各学校の入学説明会でアレルギー疾患実態調査の用紙を**全員提出** 

## アレルギー疾患があり、学校生活での配慮・管理が必要な場合

### 1月末まで

<u>つぎの</u>書類を準備し、入学予定の学校へ提出。(書類は、各学校及び教育委員会・就学健 診会場にあります)

- ①学校生活管理指導票
- ②食物アレルギー除去指示書
- ③アレルギー疾患事前調査票
- ① ②は主治医に記載してもらう。 症状がかわらないが配慮を必要とする 場合も毎年必要。



2月~3月 取組プラン(案)を基に、学校と保護者が面談し、取組内容を確認。



3月 アレルギー疾患対応委員会(学校)で対応を協議し、取組プランを決定。



3月 学校は、取組プランを保護者に提示し、同意を得る。



#### 3月~4月

学校は、関係機関(共同調理場、消防署、学校教育課)へ必要書類を提出し、連携を図る。



4月~ 学校は、取組プランに基づき、対応する。